十　昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七七三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四五四
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・二五五
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・七八九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九〇一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八四三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇三七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・三〇七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二六八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六七八
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四九六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七四七
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三九二
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八一〇
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七九六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三八〇
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九六八
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八〇九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七一五
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七〇
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三六四
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二五七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二七
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四七
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二七
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六七
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七三
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九七六
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九七七
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九七九
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九七九
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九七六
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九六〇
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九七二
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七七
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九八〇
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	〇・九八一
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九七七
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九五一
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九五一

十一　昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七七三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四五四
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・二五五
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・七八九